

災害時の情報権と学習権の担い手

— 阪神・淡路大震災と図書館への願い —

◆
池上洋通

阪神・淡路大震災のなかで、被災地の図書館の人たちは、さぞ大変であったろうと思いました。保存している膨大な図書資料の確保を想像するだけでも、その厳しさがまぶたに浮かび上がってくるような思いでありました。

事実、出されてきた報告には、現場の凄まじい様子が想像以上のものとして描き出されていました。本当にご苦労さまでございました。改めて心からのお見舞いを申しあげたいと思います。

私がいる自治体問題研究所は、今度の大地震の後、兵庫県自治体問題研究所、大阪自治体問題研究所、京都自治体問題研究所の3研究所とともに、「大震災と地方自治研究会」という組織を発足させ、40人近い研究者のボランティアな直接参加を得て、積極的な調査・研究活動を進めてきました。すでに、2次にわたる主催者・住民の立場に立った緊急提言を発表、国機関、関係地方自治体に申し入れを行ってきました。

私は、この研究組織の実務に関わりつつ、一時期は、ほぼ1週間に1回の割合で現地に出かけ、調査研究活動に参加しましたが、ここに記すのは、そのなかで考えたことです。

*

それは、災害というものに関わって、住民の情報権、学習権はどう実現されるべきか、ということです。

そのことを考えるきっかけになったのは、災害後のまちづくり計画をめぐって、住民参加が問題にされたときでした。被災地の神戸市、西宮市、芦屋市、あるいは北淡町、そして兵庫県などの自治体が、かなり根強かった反対意見を押し切って区画整理事業地域の都市計画決定を行ったことです。

この場合、計画への住民参加の要望は、ほとんど無視されました。例えば神戸市においては、被災した住民の多くが住居のあった現地に住んでいない、そのために区画整理事業の計画説明会にも参加することができないという状態の下で、計画決定への段取りが進められていました。これに対して厳しい批判が起きたことは、当然のことでありました。

私はこのとき、本来あるべき行政の民主主義、住民主権を貫くべきその基本的姿勢の欠如を見た思いがしました。と同時に、情報をめぐる権利と学習する権利が保障されることの大切さを、なまなましく感じたのです。

*

情報を得ることなしに、住民参加はありえません。そもそも、問題意識の持ちようがないからです。そして、住民参加をさらに進めるためには、学習が欠かせません。「情報」と称して文書資料を渡されても、解読する力がなければ、ただの紙屑であって情報にはなりません。

区画整理事業のような都市計画の手法を理解するためには、当然一定の学習が必要になります。そして住民生活にとって、どんな影響をもたらすものであるかを、具体的に知って、はじめて自分たちの主張を掲げることができるのです。

先に記したように、今回の場合には、そもそも居住者がいない状態の下で説明会が行われたりしたことが、大きな怒りを招いたのですが、仮にそうではなかったとしても、住民の知る権利、学ぶ権利が十分に保障されたか、という観点からの詰めがないと、結局は住民参加は飾り物、ということになるのではないのでしょうか。そして、これまで私たちは、あまりにも多くそうした事例を見て

きたのではないのでしょうか。

*

そこで図書館、ということになるのですが、結論的に言うと私は、今回の経験から、図書館は災害時、災害後（復旧・復興時）において、もっと積極的な情報・学習機関であってほしいと思うのです。もちろん、基本的には平時においてどうか、ということがまずあるのですが、災害時、災害後にあって「守り」に中心的な力がいくのではなく、むしろ「それぞれの段階において、住民の情報権、学習権をどう保障するか」という観点から、徹底した議論をしていただけないかと提案したいのです。その場合、「保存している図書資料を守る」という課題が、最初の最も重要な部分であることは言うまでもありません。

しかしそれとともに、復旧・復興計画づくりに、災害後直ちに着手しつつあるような状況の下では、主権者である住民の参加の条件をどう整えるかに、もっと力点が置かれるべきではないのでしょうか。現場では、一刻も早く読書要求に応えようと、図書資料の整備に必死であったと聞いています。そのとおりだったでしょう。

私はそのとき、例えば区画整理事業計画についての図書資料をなるべく優先的に取り出して提供すること、もっと言えば、非常支出としてそれらの関係資料、わかりやすい解説資料、それも肯定的なもの、否定的なもの両者を備え、幅広く、1冊でも多く購入して市民に提供することが求められるとしたいのです。少なくとも、それぞれの地域組織における活動のリーダー格にあるような人々だけにでも、そうした情報が提供され、自主的な学習活動を促す力とならなければならない、と考えるのです。

*

阪神・淡路大震災は、多くの教訓を私たちに与えましたが、その一つに「被害の差別性」ということがあります。明らかに経済的・社会的に困難な状態にある人々がより大きな被害をうけました。

例えば、死亡者の数です。神戸市の場合、千人当たり2.5人が亡くなっています。昨年の日本の死亡率は、年間で千人当たり7.1人ですから、一瞬のうちに奪われた生命の多さを思わずにはられない数字です。ところがこれを、生活保護世帯だけに限ってみると、千人当たり12.5人が亡くなっ

たと言われています。市全体平均の5倍です。なぜ、こんなことになったのでしょうか。福祉事務所のケースワーカーの話によると、「当然のこのように、貧しい住宅から壊れていき、そうしたところからおおぜいの死者が出ました。生活保護の家賃扶助は、1か月3万4千円です。この金額で、神戸市内で借りられる家を想像してください」と言いました。

この例だけでなく、今度の大地震は、一見華やかに見えていた大都市に住む人々の間の経済的貧富の差、社会的差別の存在の一面を端的に示しました。

*

私は、図書館は、私たち主権者にとっての情報と学習の社会保障機関であると考えてきました。だからこそ、貧富の差なく誰にでも扉を開け、無料で図書資料の提供を行っているのであると一。

神戸市でもその他の自治体でも、自らが決定した計画の説明には、能弁だったと思います。緊急避難場所にも色刷りの「広報紙」号外やその他の資料が配られましたし、仮設住宅にもそうでした。また神戸市の場合、住民組織が要求すれば、専門のコンサルタントを派遣して、講師活動のようなことをさせたりしています。私は、こうした行政努力を小さく評価してはならないと考えています。

しかし、やはりそれらは、当局の意見を普及するためのもの以上にはなりません。どうしても、自主的な市民の主権を実現する情報活動、学習活動の保障が必要なのです。

もちろん、図書館だけにこの課題を言うつもりはありませんし、そもそも社会教育行政全体が問われるべきであると考えています。

世の中には「後知恵」という言葉があり、私のこの拙文もその一例に数えられることと思います。しかし、復旧・復興には、数十年という歳月が予想されています。私たちは互いに、そこにおける住民奉仕とは何かを、積極的に考え合いたいと思うのです。

(いけがみ ひろみち：自治体問題研究所)

[NDC：010 BSH：1.図書館 2.阪神・淡路大震災

3.知る権利]